一般財団法人観光まちづくり佐伯事業推進委員会設置規程

(目的)

第1条 定款第51条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯(以下「法人」という。) の事業の推進に関し、関係者の意見及び提案等を調査並びに研究するために設置する一 般財団法人観光まちづくり佐伯事業推進委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要 な事項を次のとおり定める。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。
 - (1) さいきツーリズム戦略との連携に関すること
 - (2) 佐伯市市街地グランドデザイン事業との連携に関すること
 - (3) その他佐伯市計画との連携に関すること
 - (4) 各種資料及び統計の収集、分析、調査及び活用に関すること
 - (5) 新規事業の調査検討に関すること
 - (6) その他、理事長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次のとおり10人程度の委員で組織するものとし、理事長が選任する。
 - (1) 会員
 - (2)経済関係団体及び事業者
 - (3) まちづくり関係団体及び事業者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 行政関係者
 - (6) 事務局職員
 - 2 委員会は、前条各号で定める事業等ごとに組織することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、理事長が定める。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会は、委員長1人、副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
 - 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初 に開かれる会議については、理事長が招集する。
 - 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(報酬等)

- 第7条 委員に対して、報酬を支給することができる。
 - 2 委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前2項の額は、佐伯市条例及び評議員及び理事、監事の報酬並びに費用弁償に関する 基準に準ずるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局規程第4条第1号の市場戦略責任者が処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、理事長がこれを 定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、令和6年3月11日から施行する。